

2016年2月8日
JSAF 外洋安全委員会

外洋安全委員会からのお知らせ
<JSAF 外洋合同委員会 2016/2/6>
発表資料・訂正分（赤字）含む

【目次】

■無線通信機器

1. VHF 無線通信

1-1. 海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

2. 遭難救助通信

2-1. PLB (Personal Locator Beacon)

2-2. AIS-SART (Search and Rescue Transponder)

■JSAF 外洋特別規定

3. JSAF 外洋特別規定 2016-2017

3-1. World Sailing OSR の主な変更

3-2. JSAF 特記の変更

4. JSAF 外洋特別規定の運用

4-1. JSAF 外洋特別規定運用時の注意事項

4-2. JSAF 外洋特別規定解説講習会

■5. 安全航行に向けて

5-1. 安全にセーリングを楽しむために

5-2. 2016 春の安全週間

■6. 各団体へのお願い

6-1. レースでの外洋特別規定採用状況調査

6-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

1. VHF 無線通信

1-1. 海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

* 民間業者との割引契約事業（舵社主催講習会=JSAF メンバーは 10%オフ）は継続。

2. 遭難救助通信

2-1. PLB（Personal Locator Beacon）の国内使用

平成 27 年（2015 年）8 月 13 日付けにて、日本国内で PLB（Personal Locator Beacon）の使用が制度化。＜別紙「我が国への PLB 導入について」参照＞

現時点（2016 年 1 月）、国内使用可能な PLB 機器の販売は未確認。

2-2. AIS-SART（Search and Rescue Transponder（Transmitter））

型式検定（みなし検定）の商品が発売されています、また販売予定の商品もあります。

easy RESCUEを国内販売しているウェブサイト↓

<http://www.ais-japan.org/product/32>



イーチャート社も別のAIS-SART（SART100）の販売予定の様様↓

http://www.e-chart.jp/product/ais/ais_index/ais_sart/6.html



■注意事項

現在 AIS-SART (Search and Rescue Transponder 搜索救助送信機) は、「艇」に備え付ける通信機器としての型式検定 (みなし検定) であって、「人」が使用する前提での型式検定 (みなし検定) ではありません。

【搜索救助用機器の分類】

装備対象	搜索救助組織 のみ受信可能	AIS 装備艇 誰でも受信可能
艇に装備	衛星電波 EPIRB	VHF 電波 AIS-SART
人に装着	PLB	(AIS-MOB)

* AIS-SART 機器は、同じ機器で艇に装備する (ライフラフトやライフポールに設置など)、乗員各人が装着のどちらでも使える機器が多い (前記 easy RESCUE など)。

* AIS-SART 機器の中でも、人が装着することに特化した AIS-MOB などと呼ばれる機器や、艇に装備すること前提とした機器もある (前記 SART100)。

【日本国内での認可状況】

電波法での承認の対象	衛星電波	VHF 電波
艇に承認 登録名: ○○号	EPIRB	AIS-SART
人に承認 登録名: 日本太郎	PLB	日本国内では未承認

EPIRB=Emergency Position-indicating Radio Beacon (非常用位置指示無線標識装置)

* 衛星通信を利用した、搜索救助送信機

PLB=Personal Locator Beacon (携帯用位置指示無線標識)

* 衛星通信を利用した、個人用搜索救助送信機

AIS-SART= Automatic Identification System - Search and Rescue Transponder

* VHF 通信の AIS (船舶自動識別装置) を利用した、搜索救助送信機

AIS-MOB= Automatic Identification System - Man Overboard

* VHF 通信の AIS (船舶自動識別装置) を利用した、個人用搜索救助送信機

■JSAF 外洋特別規定

3. JSAF 外洋特別規定 2016-2017

JSAF 外洋特別規定 2016-2017 Version-0.6【草稿版】を外洋安全委員会のホームページに掲載。この Version-0.6【草稿版】はレースに使用してはならない。レース使用可能な確定版 Version-1.0 は 2 月末までに当該ホームページに掲載。

以下の説明は概要の為、規定本文で確認すること。矛盾した場合は規定本文が正となる。

3-1. World Sailing Offshore Special Regulations 2016-2017 変更点

3-1-1. 全体の主な変更点

1) 注釈 (Guidance notes) と推奨 (recommendations) 項目が削除

本則に参考書の要素は無くなる。附則の内容変更と整理、削除、番号の変更がなされた。

<旧規定より削除された附則>

附則 A-ヨット用ライフraftの最低限の仕様

附則 D-急停止とライフスリング

附則 M-ハルの建造規準 (スカントリング)

2) 用語や表現が全面的に見直し

<主な用語の変更>

ISAF→World Sailing、Yacht→Boat、Life Sling→Recovery Sling、
Man Overboard→Crew Overboard、など

<年数表現>

進水年や製造年の基準となる年月表現が変更。

翻訳の「～年より前」「～年より後」の意味に注意 (下記例)

2012 年より前 (before 2012) =2012 年を含まない、2011 年 12 月末までのこと

2011 年より後 (after 2011) =2011 年を含まない、2012 年 1 月 1 日からのこと

3-1-2. 第 1 章、2 章における主な変更点

1) 規定の採用は安全を保証するものではないと明記【1.01.3】

2) 用語・略語の追加、再定義【1.03.1】

主な項目 (=以下の説明は概略文)

コンテインコクピット (Contained Cockpit) =閉ざされたコクピット【3.09】

対義語：オープンコクピット

ジャックステイ (Jackstay) =ハーネステザーを外さずに移動可能な紐

ロード (Rode) =アンカーロープ、アンカーチェーン、それらの組み合わせ【4.06】

3) カテゴリー名の変更【2.01】

【2.01.6】 附則 J カテゴリー-5→附則 B インショアレース用特別規定

【2.01.7】 附則 L カテゴリー-6→附則 C ディンギーインショアレース用特別規定

3-1-3. モノハル・カテゴリ-3、4における主な変更点

<カテゴリ-3、4 共通>

- 1) ライフラインたわみ計測荷重単位変更：40 ニュートン→4kg 【3. 14. 1 i】
- 2) 中間ライフラインのたわみ計測ポイント変更：全ての支持点間→マストより後方の一番広い支持点間 【3. 14. 1 i】
- 3) 航海灯：LED の場合予備電球は不要：【3. 27. 4】
- 4) レーダーリフレクター：対象品が2種から3種へ（八面体以外が追加）【4. 10】
- 5) ヒービングライン：直径（6mm 以上）が追加【4. 22. 5】
- 6) リカバリースリング（旧ライフスリング）：仕様（浮力や紐の長さなど）が追加【4. 22. 6】
- 7) 信号焰：搭載種類が減少（c4 信号紅炎、c3 パラシュートフレア不要）【4. 23. 1】
 カテゴリ-3：信号紅炎 LSA III 3.2 適合品=4 個、発煙浮信号 LSA III 3.3 適合品=2 個
 カテゴリ-4：発煙浮信号 LSA III 3.3 適合品=2 個
- 8) 落水救助訓練：毎年1回以上の訓練が義務化【6. 04. 1】

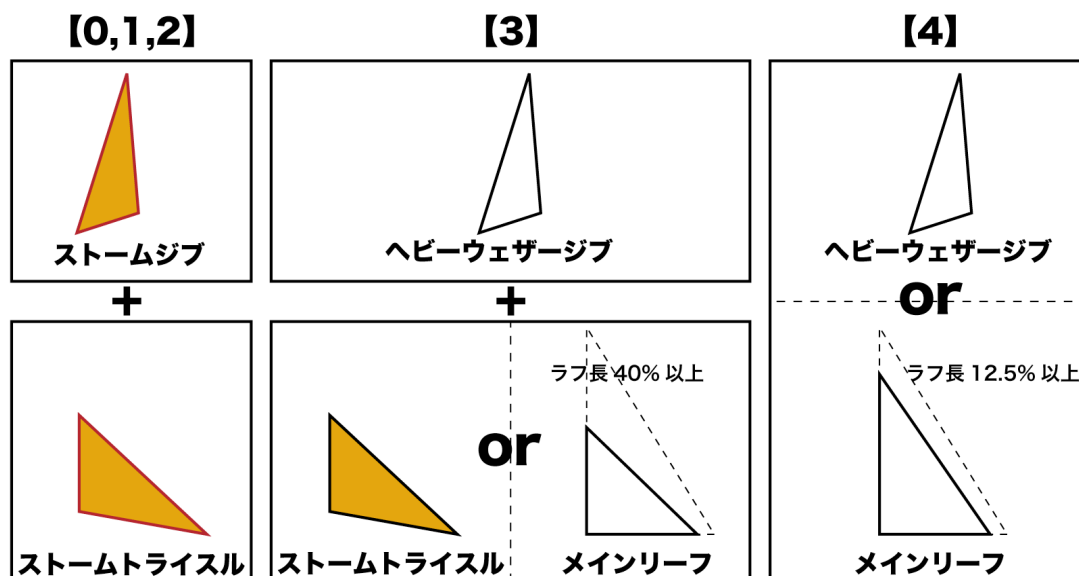
<カテゴリ-3のみ>

- 1) ライフラインの素材：ステンレスのみに変更（HMPE 使用不可）【3. 14. 6 a】
- 2) ライフジャケット：スプレーフード（推奨）→必【5. 01】
- 3) トレーニング：乗員が2名の場合 6. 01 と同じようなトレーニングが必要【6. 01. 1】

<カテゴリ-4のみ>

- 1) ヘビーウェザーセール：メインセールリーフ（12.5%）またはヘビーウェザージブ【4. 26. 2】
- 3) ライフジャケット：ライフジャケットライト、スプレーフード（推奨）→不要【5. 01】

OSR 4.26 ストームセールとヘビーウェザーセール



ストームセール（ストームジブ、ストームトライスル）

●全面が高い視認性（2013年より後の購入品）

●素材の制限（アロマティックポリアミド、カーボン、などの繊維は使用 NG）

3-2. JSAF 特記国内規定の変更（特記は国内規定に名称変更）

World Sailing offshore Special Regulations 2016-2017 の変更に伴い、ほとんどの JSAF 特記は不要となった。残った JSAF 特記国内規定も以下の通りとする。

1) JSAF 特記国内規定の削除時限法

旧規定（2014-2015）の JSAF 特記から信号焰、ライフジャケット、ハーネステザーの 3 項目の JSAF 特記国内規定は World Sailing OSR の通りとする。

ただし、各項目には旧規定（2014-2015）の JSAF 特記該当品でも可とする以下の猶予期間を設定している。

【4.23.1】信号焰：2018 年 3 月まで

【5.01.1】ライフジャケット：2017 年 3 月まで

【5.02.1】ハーネステザー：2017 年 3 月まで

2) JSAF 外洋特別規定 2016-2017 における、モノハル・カテゴリー3、4 の JSAF 特記国内規定

【有効期限】2016 年 4 月～2017 年 3 月

【4.07】LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。

【4.23.1】2018 年 3 月までは、規定以外に下記のセットでも可とする。

信号紅炎	小型船舶用 自己発煙信号	小型船舶用 火せん	発煙浮信号
1	1	2	1

【5.01.1】2017 年 3 月までは、規定以外に小型船舶検査機構の検査を満足するものも可とする。ただし、股紐等の使用を強く推奨する。

【5.02.1】2017 年 3 月までは、b)、c)、d) 項を満たさないものも可とする（カテゴリー3のみ）

3) 1 年毎の改訂版の発行

World Sailing Offshore Special Regulations は 2014-2015 年版の際に 2015 年にマイナーチェンジ版（version-2）を発行した。→JSAF 特別規定 2014-2015 は 2015 年マイナーチェンジ対応しなかった。

JSAF 特別規定 2016-2017 版においては、World Sailing Offshore Special Regulations は 2016-2017 のマイナーチェンジ（version-2）に対応した改訂版（誤記や誤字の訂正などの対応では無く）JSAF 特別規定 2016-2017（version-2）発行予定。

4. JSAF 外洋特別規定の運用

4-1. 運用時の注意事項

1) 2月3日にウェブサイトに掲載した JSAF 外洋特別規定 2016-2017 Version-0.6 は草稿版のため、レースに使用してはならない。

- ・草稿版はユーザー理解を深める為に確定版掲載の前に公表した。今後、誤記や表現などの変更の可能性がある。
- ・レース使用可能な確定版 Version-1.0 は2月末を目処にウェブサイトに掲載予定。

2) 適用される規則は、「JSAF 外洋特別規定」と「ISAF 解釈」のみ

- ・レースに JSAF 外洋特別規定を適用した場合、規則違反かどうかの判断は「JSAF 外洋特別規定 2014-2015」と ISAF が公表している「INTERPRETATION No 1/2004 - Emergency Rudders」のみである。

* 過去に一部会員のみに行われた申し合わせ事項などは、広く公開されて折らず現時点では適用されていない。

* 「JSAF 外洋特別規定」は JSAF 特記事項を除いて、英文が正となる。

JSAF 外洋特別規定 2016-2017

<http://www.jsaf-anzen.jp/1-1.html>

INTERPRETATION No 1/2004 - Emergency Rudders

[http://www.sailing.org/tools/documents/Interpretation02_EmergencyRudders-\[3682\].pdf](http://www.sailing.org/tools/documents/Interpretation02_EmergencyRudders-[3682].pdf)

4-2. JSAF 外洋特別規定 ~~解説講習会クリニック~~への講師派遣

加盟団体（加盟団体・特別加盟団体）主催の解説講習会へ講師を派遣する。

詳細は JSAF 外洋安全委員会ホームページを参照

<http://www.jsaf-anzen.jp/1-4.html>

下記【費用に関して】は全面削除。費用に関しては上記ホームページ掲載の通りのままとする。

~~【費用に関して】~~

~~上記ホームページでは、講師派遣費用は1,000円/参加者1名となっているが、事前費用算出が難しいということから、当面以下の金額で講師派遣する。~~

~~講師派遣費用：20,000円（全国一律）~~

~~・会場費、公表されている資料のプリントは主催団体が負担すること。~~

~~・参加者からの費用徴収の有無、費用金額は主催団体の決定事項。~~

■5. 安全航行に向けて

5-1. 安全にセーリングを楽しむために

2015年は落水事故の情報を聞くに至らなかったが、2012～2014年の間に落水事故が相次いで発生。2012-2013年の事故では重大な結果に至る事故が続出し、2014年では幸い大事には至らなかったが、いずれも自艇での救助に至っていない。落水者を自艇で救助するのは非常に困難であると言える。

*** 落水救助訓練も大切だが、そもそも落水しない訓練や準備が重要である。**

2000年まで外洋特別規定の運用は、日本国内では「安全検査」という名で検査員が検査するものだった。このため、安全は与えられるもので、自分たちで考えるという意識が低い状態が続いている。意識改革が必要である。

*** 安全は与えられるものではありません。自分たちで確立するものです。**

5-2. 2016 春の安全週間

・期間：2016年3月12日（土）～21日（火・祝）

■各団体へのお願い

6-1. レースでの JSAF 外洋特別規定採用状況調査

レースへの採用状況、JSAF 外洋特別規定に関わる抗議・救済、審問結果の実態把握。

別途書類書式に従って、2015年度（2015年4月～2016年3月）の実態を提出願いたい。

<JSAF 外洋特別規定の採用状況調査 2015>

提出期限：2016年4月28日（木）

提出先：外洋安全委員会 anzen-offshore@jsaf.or.jp

*** JSAF 外洋特別規定に関わる抗議・救済があった場合は、抗議書と審問結果も添付。**

6-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

登録担当者の確認

*別紙のリストが、現在の各加盟団体の登録担当者。

・リストに間違いがある、担当者が代わった場合、担当者が未登録の団体は外洋安全委員会へ連絡ください。担当者は必ずしも外洋安全委員会専任である必要はありません、事務局や他委員会担当と兼任でもかまいません。

<お願い>

*** 担当者には、外洋安全委員会からの公示や案内が主にメールで送付されます。公示や案内を担当者レベルで留めずに、各団体所属の会員に知らしめてください。**

以上